



# 身障秋田

発行人/社会福祉法人秋田県身体障害者福祉協会 会長 藤原徳郎  
事務局/秋田市旭北栄町1-5  
TEL (0188) 64-2780  
FAX (0188) 64-2781  
平成6年1月15日発行

## 障害者基本法成立

全国の関係者が希望の「心身障害者対策基本法の一部を改正する法律案」が平成五年十一月二十六日の参議院本会議において可決成立した。  
同法案は、六月の国会解散により廃案になったが、今国会に再提案されたもの。法律名を「障害者基本法」に改めるなど。昭和四十五年の心身障害者対策基本法成立以来の大改正になった。  
(法律全文は裏面の通りです。)

## 心身障害者総合福祉展開催される

身体障害者と精神薄弱者が共同で展示することになってから九回目を迎えた総合福祉展が十二月九日から十一日までの三日間、県社会福祉会館において開催されました。  
この福祉展には障害者が丹精込めて製作した書道・絵画・写真・手芸・工芸品などすばらしい作品が三七六点出品され、審査の結果次の方々が受賞されました。

### ★秋田県知事賞

藤原 恭 蔵 (湯沢市) 写 真

### ★県身障福祉協会賞

秋 林 恭 二 (二ツ井町) 絵 画

### ★金 賞

佐々木 虎 雄 (西仙北町) 写 真

武 石 秀 蔵 (湯沢市) 写 真

東 海 林 清 太 (仙南村) 工 芸 品

進 藤 東 吉 (西仙北町) 写 真

日 景 美 紗 (大館市) 書 画

佐々木 秀 雄 (桐ヶ丘) 絵 画

工 藤 一 美 (あすなろ) 工 芸 品

鈴木 勝 典 (雄高園) 手 芸 品

### ★奨励賞

山内 幸 蔵 (あすなろ) 工 芸 品

佐藤 郁 夫 (訓練センター) 工 芸 品

鈴木 長 太郎 (五鹿町) 工 芸 品

木 村 暁 子 (ろう学校) 手 芸 品

鎌 田 清 味 (雄高園) 絵 画

栗 田 雪 子 (平鹿町) 手 芸 品

高 橋 潤 (訓練センター) 手 芸 品

工 藤 レイ (湯沢市) 書 画

藤 原 信 雄 (訓練センター) 絵 画

小 川 定 美 (六郷町) 手 芸 品

三 田 千 代 子 (秋田市) 手 芸 品

共 同 作 品 (訓練センター) 手 芸 品

この会報の発行費には共同募金の配分金もあてております。

## 第二九回全国身体障害者スポーツ大会

### 躍動のうずしお大会で健闘

「今翔びたとう友と心の手をつなぎ」のスローガンのもと第二九回全国身体障害者スポーツ大会(躍動のうずしお大会)が十一月六〜七日の二日間徳島県鳴門総合運動公園を主会場に全国より選手・役員を含め、約二千三百人が参加し、皇太子殿下・同妃殿下のご臨席のもと各種目に熱戦が繰り広げられた。  
本県からは藤原会長を団長に一昨年年行なわれた県大会での記録をもとに選考された選手及び役員一同二十一名が参加し、開会式では藤井宏一選手(県協会評議員)の旗手を先頭に全員伝統のミニ竿燈を手に堂々の入場行進した。  
また、選手達は、一生に一度しか出場できない大会とあって、少々緊張気味でしたが、日頃の練習の成果を存分に発揮し、全員がメダルを獲得する好成績を収め、競技終了後の後夜祭においても、小雨の中、全国の仲間と大いに交流を深めるなど大奮闘でした。

### 個人競技 (金メダル6・銀メダル6・銅メダル5)

氏名	出身地	出場種目	順位	出場種目	順位
佐々木 虎雄	西仙北町	100m走	3	ソフトボール投	6
藤原 信雄	湯沢市	立幅跳	1	ハンドボール投	4
星 竹男	森吉町	砲丸投	1	陸上急歩	2
小助川 一久	本荘市	砲丸急歩	2	ソフトボール投	1
一 関 洋	北内町	砲丸投	1	走幅跳	2
吉 川 幸太郎	秋田市	スラローム1	1	100m走	2
佐 藤 等 蔵	大館市	ソフトボール投	1	100m走	2
高 橋 徳 蔵	秋田市(盲学校)	100m走	3	ソフトボール投	4
田 光 雄	本荘市	走幅跳	2	1,500m走	5
高 橋 圭 浩	横手市	100m走	4	卓球	3
寺 下 泰 右	秋田市(ろう学校)	400m走	4	ハンドボール投	3
小 玉 有希子	秋田市(ろう学校)	卓球	3	ハンドボール投	4

## 伊東俊治副会長(秋田市) 栄ある大臣表彰



昨年十二月十三日厚生省において更生援護功労者として厚生大臣表彰を受け、皇居で天皇・皇后両陛下に拝啓 激励のお言葉を頂きました。  
心よりお祝い申し上げます。



## ◆海の家・山の家事業について◆

番号	施設名	住所
	電話番号	料金(宿泊の場合は2食付)
14	町営赤倉山荘	南秋田郡五城目町富津内中津又字清多羅3の7
	0188-54-2969	宿泊 6,000円から 日帰り 1,800円から
15	セイコーランドホテル	男鹿市北浦湯本字草木原50の1
	0185-33-2131	宿泊 10,000円から 日帰り 1,800円から

## タクシー運賃の福祉割引は手帳提示のみに改正される

タクシー運賃の割引については、これまで身体障害者手帳若しくは療育手帳を提示するとともに、福祉割引証を提出していたが、平成五年十二月十八日から身体障害者手帳若しくは療育手帳の提示(手帳番号を控える)のみで割引制度を利用出来る様になりました。

## ◆身体障害者等の自動券売機の小児券購入による乗車船について

JR各社において実施している身体障害者等に対する割引乗車券の発売方法については、一部の会社を除き、窓口で障害者手帳を提示して購入することとなっておりましたが、十月二十日から従来の割引乗車券の代用として次の取扱方法により、自動券売機での小児券を購入することで乗車船出来るよう一部簡素化されました。  
一、対象  
身体障害者福祉法及び療育手帳制度要綱に規定する身体障害者手帳及び療育手帳(以下「手帳」という)の交付を受けている大人の第一種身体障害者又は第一種精神薄弱者となります。  
二、適用範囲  
北海道旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社(以下「旅客会社」といいます)の経営する鉄道及び航路を対象旅客の方が、介護者共に、乗車船する場合に適用します。  
三、乗車券の種類  
近距離用自動券売機で発売する旅客会社相互発着となる片道の営業キロが一〇〇キロメートル以上の乗車券等については、従来通り窓口で行います。  
四、改札等の取扱  
(一) 対象旅客の方が介護者とともに乗車船する場合は、自動券売機により日別の地までの所要区間の小児乗車券をそれぞれ購入願います。なお、従来の窓口での乗車券購入も可能です。  
(二) 対象旅客の方には、割引適用資格の確認のため手帳の提示が必要となりますので、乗降に伴う改札の際乗車等の改札の際及び乗車変更のための乗車券提示の際には、旅客会社の係員に、乗車券と併せて、手帳の提示をしていただきます。  
なお、自動改札設置駅では有人改札を利用していただきます。  
五、その他  
以上の取扱は、実施にあたっての基本的な事項ですので、詳細については駅窓口等でお尋ね願います。

## 謹賀新年

新しい年を迎え皆様のご健勝とご清福を心からお祈り申し上げます。  
平成六年元旦  
社会福祉法人 秋田県身体障害者福祉協会

- 会長 藤原 徳郎 評議員 伊藤 政吉  
副会長 三沢 栄治 渡部 昭一  
理事 伊東 俊治 加藤 昭明  
三浦 太一 細矢 治助  
工藤 一郎 綿貫辰五郎 佐藤 未蔵  
綿貫辰五郎 佐藤 未蔵  
佐藤 定男 小原 武治  
大島 恭介 小原 次郎  
上村 清一 新泉静四郎  
川口 良治 宮崎 恒雄  
川村 昭二 小松正太郎  
井川 武敏 藤井 宏一  
監事 村上弥四郎 中安 一郎  
工藤 正一 古岡 二郎  
評議員 斎藤松五郎 梁瀬 健一  
山崎 幸蔵 岸野 新作  
若松 清吉 萩野 有三  
内藤 幸蔵 円谷誠之助  
田村 佐市 阿部 盛雄  
吉田 一雄 古川幸太郎  
茂内 良夫 地主 弥平  
安田 庫治 日沼多左衛門  
茂木宏太郎 田村 勝美  
菅原 一郎 事務局長 田村 勝美  
常務理事 田村 勝美  
事務局員一同 (順不同)

## “第三九回日本身体障害者福祉大会 青森大会に参集しよう”

平成六年度第三九回日本身体障害者福祉大会は、青森県総合運動公園青森県民体育館において五月二十七日全国から三千五百名の参加を得て開催されることになりました。  
北海道・東北ブロック会長会議において、ブロック内の開催であり、この大会の成功に向けて全面的に支援することを決定したところでありますので皆様の積極的な参加をお願いします。  
なお、日程については五月二十六日にバスで出発三沢古牧温泉に一泊して参会者全員で交流を深め翌二十七日の大会終了後帰秋いたします。  
○参加要請人数は各市五名、町三名、村二名を目標にお願いします。

## 討 報

財団法人当時より七年にわたる、当協会の評議員として活躍されておりました木藤繁美氏(山本郡・峰浜村)が平成五年十一月十九日永眠されました。ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

# 障害者基本法

## 目次

- 第一章 総則(第一條~第九條)
- 第二章 障害者の福祉に関する基本的施策(第十條~第二十六條)
- 第三章 障害者の予防に関する基本的施策(第二十七條~第三十條)
- 第四章 障害者施策推進協議会(第三十一條~第三十三條)

## 附則

- 第一條 この法律は、障害者のための施策に關し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて障害者の自立と社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする。

- (定義) 第二條 この法律において「障害者」とは、身体障害、精神薄弱又は精神障害(以下「障害」と総称する)があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。
- (基本理念) 第三條 すべて障害者は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するものとする。

- 第四條 国及び地方公共団体は、障害者の福祉を増進し、及び障害者を予防する責務を有する。
- (国民の責務) 第五條 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の福祉の増進に協力するよう努めなければならない。
- (自立への努力) 第六條 障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参加するよう努めなければならない。

- 第七條 障害者の家庭にあっては、障害者の自立の促進に努めなければならない。
- (障害者の日) 第八條 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。
- (年次報告) 第九條 政府は、毎年、国会に、障害者のために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。

- 第十條 国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、又は取得するために必要な医療の給付を行うよう必要な施策を講じなければならない。

- 第十一條 国及び地方公共団体は、前項に規定する医療の研究及び開発を促進しなければならない。
- (施設への入所、在宅障害者の支援等) 第十二條 国及び地方公共団体は、障害者に対する入所又はその利用により、適切な保護、医療、生活指導その他の指導、機能回復訓練その他の訓練又は授産が受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

- 第十三條 国及び地方公共団体は、障害者の家庭を訪問する等の方法により必要な指導若しくは訓練が行われ、又は日常生活又は社会生活に必要な便宜が供与されるよう必要な施策を講じなければならない。
- 第十四條 国及び地方公共団体は、障害者の福祉を向上させるために必要な補装具その他の福祉用具の給付を行うよう必要な施策を講じなければならない。

- 第十五條 国及び地方公共団体は、重度の障害者について、終生にわたり必要な保護等を行うよう努めなければならない。
- (教育) 第十六條 国及び地方公共団体は、障害者がその年齢、能力並びに障害の種類及び程度に応じ、十分な教育を受けられるよう努めなければならない。

- 第十七條 国及び地方公共団体は、前項に規定する者その他障害者の福祉に関する規定に従事する者及び第十九條の二第三項に規定する福祉用具に関する専門的技術者の養成及び訓練に努めなければならない。
- (職業指導等) 第十八條 国及び地方公共団体は、障害者がその能力に応じて適当な職業に従事することができるようにするため、その障害の種類、程度等に配慮した職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない。

- 第十九條 国及び地方公共団体は、障害者に適した職種及び職域に関する調査研究を促進しなければならない。
- (雇用の促進等) 第二十條 国及び地方公共団体は、障害者の雇用に促進するよう努めなければならない。

- 第二十一條 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するよう住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。
- (住宅の確保) 第二十二條 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するよう住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

- 第二十三條 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するよう住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

- 第二十四條 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するよう住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

- 第二十五條 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するよう住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

- 第二十六條 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するよう住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

- 第二十七條 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するよう住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

- 第二十八條 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するよう住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

- 第二十九條 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するよう住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

- 第三十條 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するよう住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

- 第三十一條 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するよう住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

- 第三十二條 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するよう住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

- 第三十三條 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するよう住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

- 第三十四條 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するよう住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

- 第三十五條 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するよう住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

- 第三十六條 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するよう住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

- 第三十七條 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するよう住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

- 第三十八條 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するよう住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

- 第三十九條 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するよう住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

- 第四十條 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するよう住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

- 第四十一條 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するよう住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

- 第四十二條 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するよう住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

- 第四十三條 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するよう住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

- 第四十四條 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するよう住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

- 第四十五條 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するよう住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

- 第四十六條 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するよう住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

- 第四十七條 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するよう住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

- 第四十八條 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するよう住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

- 第四十九條 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するよう住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

- 第五十條 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するよう住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

- 第五十一條 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するよう住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。